

令和 8 年度 弘前市下水処理場外スラム沈砂清掃運搬業務

特記仕様書

令和 8 年 7 月

弘前市上下水道部下水道施設課

排出事業者： 弘前市上下水道事業 弘前市長 谷川 政人（以下「発注者」という。）と、
収集・運搬業者： _____（以下「受注者」という。）は、
発注者の事業場： 弘前市下水道施設 から排出される産業廃棄物の収集・
運搬に関して次のとおり定める。

第1条（法の遵守）

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1 （受注者の事業範囲）

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付する。

◎収集・運搬に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業範囲： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____

2 （委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託費）

発注者が、受注者に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬委託料は、次のとおりとする。

種類： 汚泥
数量： 63.1t（見込み）
委託料： _____

3 （運搬の最終目的地）

受注者は、発注者から委託された前項の産業廃棄物を、発注者の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）： 株式会社青南RER 代表取締役 安東 元吉
住所： 青森県青森市大字戸門字山部28番地8
許可都道府県・政令市： 青森市
許可の有効期限： 令和12年2月20日
事業の区分： 中間処理（焼却・溶融）
産業廃棄物の種類： 汚泥
許可の条件： 無し
許可番号： 10822067329
事業場の名称： 株式会社青南RER
所在地： 青森県青森市大字戸門字山部28番地8

4 （積替保管）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

1 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第3項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 受注者は発注者に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させ

ない。

- 3 受注者が第1項の業務の過程において、受注者又は第三者に損害が発生した場合に、受注者に過失がない場合は発注者において賠償し、受注者に負担させない。

第4条（再委託の禁止）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第5条（義務の譲渡等）

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第6条（委託業務終了報告）

受注者は発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票で代えることができる。

第7条（業務の一時停止）

受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努力する。

第8条（報酬・消費税等・支払い）

- 1 発注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める委託料に基づき算出する。
- 2 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、発注者受注者双方の協議によりこれを改定することができる。
- 3 発注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税等は、発注者が負担する。
- 4 発注者は、受注者からの業務終了報告書を受け取った後、受注者に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

第9条（内容の変更）

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約額又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者と受注者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

第10条（機密保持）

発注者、受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第11条（契約の解除）

- 1 発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
- 2 ただし、発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

（1）受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わせるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第12条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度発注者、受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第13条（契約期間）

この契約は、有効期間を契約締結日翌日から令和9年2月26日までとする。

第14条（業務概要）

本業務は、次の施設に堆積するスカム沈砂等の清掃及び処分場まで運搬を行うものである。

- | | |
|-----------------------------------|--------------------|
| 1 弘前市下水処理場 | : 弘前市大字津賀野字浅田269-3 |
| (1) 沈砂池 (No. 1、No. 2、No. 3、No. 4) | |
| (3) No. 3 雨水滞水池 (3-1、3-2) | |
| (4) 雨水沈殿池 (1-1) | |
| (5) 塩素混和池 | |
| 2 中継ポンプ場 | |
| (1) 城西中継ポンプ場 (着水井、砂溜め、汚水ポンプ井) | : 弘前市大字城西五丁目17-2 |
| (2) 桜ヶ丘中継ポンプ場 (砂溜め、汚水ポンプ井) | : 弘前市大字桜ヶ丘五丁目6-1 |
| (3) 城東中継ポンプ場 (砂溜め、汚水ポンプ井) | : 弘前市大字末広一丁目6-1 |
| (4) 堀越中継ポンプ場 (砂溜め、汚水ポンプ井) | : 弘前市大字堀越字川合1-6 |

第15条（業務実施計画書）

- 1 受注者は、契約締結後速やかに、業務実施計画書を作成し発注者へ提出するものとする。
- 2 発注者は、業務実施計画書の提出を受けたときは、遅滞なく審査し、不相当と認めた場合は、訂正し再提出させるものとする。
- 3 業務実施計画書は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。
 - (1) 受注概要
 - (2) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - (3) 業務組織表
 - (4) 車両の配置体制及び検査証の写し
 - (5) 交通経路及び交通経路図、安全管理体制
 - (6) 届出した運転手の生年月日と住所を黒塗りした免許証の写し
 - (7) 作業工程
 - (8) 職務分担表
 - (9) 緊急連絡届
 - (10) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（旧二種）の写しを添付のこと)

第16条（作業の実施）

受注者は、発注者より要請のあった場合には、休日等の如何を問わず作業を実施しなければならない。ただし、発注者及び受注者の合意があった場合においてはこの限りではない。

第17条（必要機材等の準備）

- 1 受注者は、適正に業務を実施するために必要な機材を用意し、発注者の業務に支障を与えないように努めなければならない。この場合において必要機材等は全て受注者の負担とする。

- 2 受注者は、あらかじめ管轄官公庁に届け出している車両、機械等でなければ業務に使用してはならない。

第18条（清掃作業）

- 1 受注者は、清掃の技術及び経験を有する者を業務責任者に定め、清掃作業は、業務責任者が監督して行うものとする。
- 2 受注者は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、清掃作業場所の酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を作業開始前から終了まで監視し、測定結果を記録し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備するものとする。
- 3 受注者は、高圧洗浄車に使用する洗浄水を、あらかじめ積載してくるものとする。ただし、作業中不足した場合は、発注者が弘前市下水処理場の井戸水を供与する。

第19条（搬出量の検収）

搬出量の検収は、処分先におけるトラックスケールによる検収書の提出をもって行う。

第20条（作業記録写真撮影）

受注者は、作業記録写真を撮影するものとする。

第21条（業務実施報告）

受注者は、業務を実施し完了した時は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務実施報告書
- (2) 作業日報
- (3) 有害ガス測定記録表（測定必要箇所のみ）
- (4) 検収書
- (5) 作業記録写真
- (6) 支払請求書

第22条（その他）

- 1 受注者は、本市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。なお、本仕様書で指定されている項目以外については、あくまでも協力のお願であり、取り組みを強制するものではないが、可能な限り実施すること。
- 2 受注者は、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- 3 受注者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行に当たって「弘前市情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。